

# 雇用の安定と生活支援対策について

平成21年2月25日

厚生労働省

- 雇用の安定と生活支援対策  
.....1
- ふるさと雇用再生特別交付金  
.....2
- 緊急雇用創出事業  
.....3
- 派遣労働者の派遣先への直接雇用を促進するための  
特別奨励金の創設  
.....4
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要  
.....5
- 特定求職者雇用開発助成金の見直し  
.....6

# 雇用の安定と生活支援対策

## 平成20年中に既に実施している施策

### 1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

(1) 12月15日から、全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っています。

○ 全国の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。

○ 12月22日から、労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。

(1) 入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)  
(2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。(12月9日分から適用)

### 2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。

(1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)又は2/3(大企業)を助成します。(雇用調整助成金制度の拡充)

(2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規学卒者も対象とします。(雇用保険の被保険者)

(3) 生産量や雇用量などの支給要件の緩和や申請事務の簡素化を行い、制度を利用しやすくします。

### 3 採用内定取消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

(1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。(11月28日から)  
(2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化しています。(平成21年1月19日に企業名を公表できるようにしました。)

## 第二次補正予算成立により実施する施策

### 1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に単年度で過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)の速やかな実施)

### 2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

(1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れていた派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円(大企業50万円)を支給します。

(2) 離職者訓練を強化します。(実施規模の拡充、訓練期間中の生活保障給付制度の拡大)

## 21年度から実施予定の施策

### 1 雇用保険のセーフティネット機能を強化します。

※改正法案を今国会に提出

(1) 非正規労働者の適用範囲を拡大します。  
(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)

(2) 再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。

(3) 21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

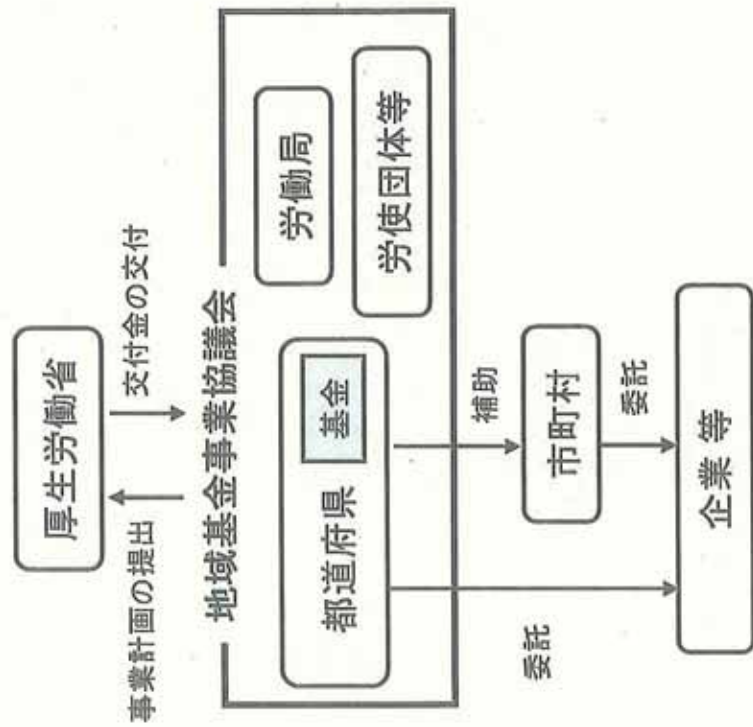
### 2 離職者訓練を大幅に拡充します。

実施規模を拡充し、介護分野等の長期訓練を創設します。

## ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

### 概念図



### 事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・旅行商品を開発する事業
- ・高齢者宅への配食サービス事業
- ・私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

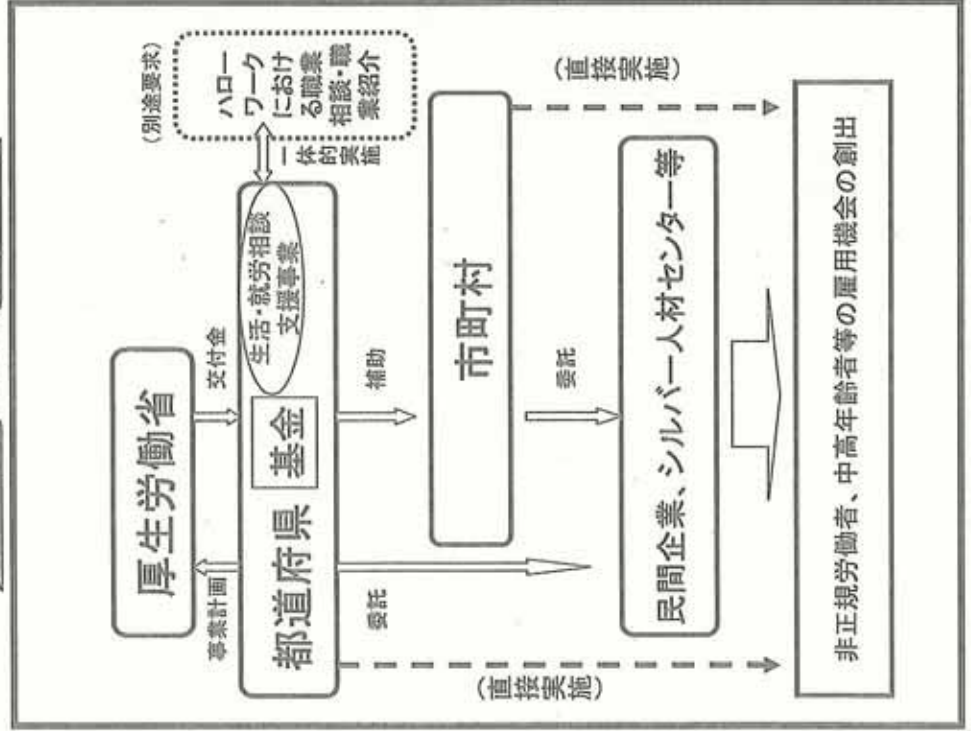
(事業の規模等)

- ・予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・実施地域 全国

# 緊急雇用創出事業

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施する。

## 概念図



## 事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。  
また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。  
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・環境・地域振興 : 森林の境界保全などの森林整備を図る事業
- ・介護・福祉 : 高齢者等に対する介護補助を行う事業
- ・教育 : 補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業
- ・防災・防火 : 雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

(事業実施要件)

- ・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める対象者の人件費割合が7割以上であること。
- ・雇用就業期間は6ヶ月未満であること。

(連携事業)

- ・ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施する。

(事業の規模等)

- ・予算額 1,500億円(一般会計)
- ・雇用創出効果 15万人
- ・実施地域 全国

# 派遣労働者の派遣先への直接雇用を促進するための特別奨励金の創設

「生活防衛のための緊急対策」にて措置(2次補正)

派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に、派遣先事業主に対して、奨励金を支給

- ①期間の定めのない雇用の場合：中小企業 1人100万円  
大企業 1人 50万円
- ②有期雇用の場合：中小企業 1人50万円  
大企業 1人25万円

労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資することとする。(平成23年度までの時限措置)

平成18年頃、派遣に切替えた製造業務等の派遣可能期間(原則1年、最大3年まで)が終了し、いわゆる「2009年問題」として指摘される。

派遣先において、雇用の需要があるにもかかわらず、直接雇用が困難なため、派遣可能期間を契機に派遣労働者の雇用が失われるおそれがあることから、派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合に特別奨励金を支給。

労働者派遣

派遣先での直接雇用

派遣可能期間の終了

1年目

2年目

3年目

奨励金の支給

※雇用の安定に資するよう、3年間にわたり3回に分けて支給

# 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点に、所要の法改正を行う

(◎は3年間の暫定措置)

## 1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月 (解雇等の離職者と同様の扱い)
- ◎ 給付日数を解雇等による離職者並に充実

( ○ 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大 )

## 2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長 (例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

## 3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ (給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

## 4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

## 5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

施行期日：平成21年4月1日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

\* 船員保険法についても、雇用保険法に準じた改正を行う。

# 平成20年度経済対策に係る特定求職者雇用開発助成金の見直し

## 1次補正

### 1. 高年齢者雇用開発特別奨励金の創設

#### 対象労働者を65歳以上の者に拡大

対象労働者	支給額		助成期間
	大企業	中小企業	
短時間労働者以外	50万円	60万円	1年間
短時間労働者	30万円	40万円	

### 2. 中小企業の障害者雇入れ支援の拡充 (特定就職困難者雇用開発助成金)

#### 障害者を雇い入れた中小企業について 助成期間延長

対象労働者	助成期間・支給額	
身体・知的障害者	1年 (60万円)	→ 1年6か月 (90万円)
重度身体・知的障害者、 45歳以上の身体・知的 障害者、精神障害者	1年6か月 (120万円)	→ 2年 (160万円)
身体・知的・精神障害者 (短時間労働者)	1年 (40万円)	→ 1年6か月 (60万円)

## 2次補正(追加雇用対策)

### 3. 中小企業事業主支援の拡充

#### 中小企業について支給額増額

特定就職困難者雇用開発助成金 対象労働者	支給額	
高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	60万円	→ 90万円
身体・知的障害者	90万円	→ 135万円
身体・知的障害者(重度又は45歳以上、精神障害者)	160万円	→ 240万円
短時間労働者のうち身体・知的・精神障害者	60万円	→ 90万円
短時間労働者	40万円	→ 60万円

緊急就職支援者雇用開発助成金 対象労働者	支給額	
短時間労働者以外	30万円	→ 45万円
短時間労働者	20万円	→ 30万円

高年齢者雇用開発特別奨励金 対象労働者	支給額	
短時間労働者以外	60万円	→ 90万円
短時間労働者	40万円	→ 60万円